静岡市型マンホール鉄蓋
（長寿命ふた（仮称））

性能仕様書

令和８年４月

静岡市上下水道局下水道部

１．適用範囲

この性能仕様書は、静岡市が使用する鉄蓋（長寿命ふた（仮称））に適用する。
種類については下表参照。

種　類			荷重区分
下水道用鋳鉄製 マンホール蓋	技術マニュアル※準拠	Φ600	T-25

※ 公益財団法人 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』(2024年6月)を示す。

２．検査項目

（公財）日本下水道新技術機構発行の『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』(2024年6月)（以下、「技術マニュアル」という。）に準拠した性能とする。性能及び試験項目は以下の通り。

検査項目（技術マニュアルに準拠）

要求性能	性能区分	試験項目
耐がたつき性能	初期性能	交互荷重試験
	限界性能	輪荷重走行試験
耐荷重性能	初期性能	荷重たわみ試験
		耐荷重試験
		発生応力度試験
	限界性能	発生応力度試験
耐スリップ性能	初期性能	滑り抵抗試験
	限界性能	
圧力解放性能	初期性能	圧力解放性能試験
	限界性能	蓋解放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋浮上性能	初期性能	浮上高さ、蓋浮上時/浮上後の走行性
		傾斜設置での施錠性/蓋収納性
耐揚圧強度	初期性能	耐揚圧荷重強度試験
		耐揚圧圧力解放試験
転落防止性能	初期性能	転落防止装置耐揚圧試験 転落防止装置耐荷重試験
蓋の開放性能	初期性能	蓋の開放性確認試験
	限界性能	蓋開放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋の着脱・逸脱防止性能	初期性能	脱着性、逸脱防止性試験
不法開放防止性能	初期性能	不法開放防止性確認試験
		施錠強度確認試験
防食性能	限界性能	硫酸浸漬試験（傷なし、pH1）
		硫酸浸漬試験（傷あり、pH3/pH1※）
施工性能	初期性能	枠変形防止確認試験
		傾斜施工試験
材質	初期性能	材質試験（Yブロック）
		材質試験（実体材質）

※防食性能については、硫酸浸漬試験（傷あり､pH1）の条件も実施すること。

３．製品構造・機能及び寸法

（１）　(公社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4 の検査項目をすべて満たした製品であること。

（２）　ふたと受枠は、同一製造者でふたの互換性を有すること。

（３）　本市指定の専用開閉器具（別図－①）を使用しない限り容易に開けられない構造であること。

４．製品の表示

４－１　表示項目

製品には、製造業者の責任表示や維持管理性を確保するために、以下の表示を鋳出しすること。なお、鋳出しの配置は別図－③、④に示す。

・市章･･･蓋表面

・製造業者のマーク又は略号、製造年[西暦下2桁] ･･･蓋表面及び蓋裏面

・荷重区分「T-25」、管理部署「げすい」、防食仕様「防食」の表示 ･･･蓋表面

・種類及び呼びの記号、材質記号･･･蓋裏面

・市が指定する管理番号の表示（7桁樹脂製：別図－②）が取付部に蓋表面から容易に取付け可能であり、外れにくいものとする。また、製品納入時には、取外し可能な仮キャップを装着していること。

４－２　(公社)日本下水道協会の認定標章

（１）　製造は、(公社)日本下水道協会の認定工場制度において認定資格を取得した工場にて行うこと。

（２）　(公社)日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ⅰ類又はⅡ類の認定資格を取得した製造業者が、その認定工場で製造した製品には、蓋裏面に(公社)日本下水道協会の認定標章(マーク)を上記に加えて鋳出しすること。

５．外　観

製品の外観は、塗装完成品で行い、有害な傷がなく、外観が良くなければならない。

６．検査・承認方法

「静岡市型マンホール鉄蓋 様式集」様式－１及び様式－２を提出し、本市が指定した検査日及び検査場所において、本性能仕様書「２．検査項目」の各項目により定められた検査及び技術マニュアルに記載のない JSWAS G-4 の検査項目の確認を本市検査員立会いのもとに行うものとする。また、本市検査員が必要と認めた場合には工場調査も実施する。

ただし、(公社)日本下水道協会Ⅰ類またはⅡ類認定、および技術マニュアルに基づく(公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明の提示により、検査を省略できるものとする。また、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる公的試験所もしくは第三者性を証明できる試験所（ISO/IEC17025 取得等）で実施し、その証明書を提出した場合も検査を省略できるものとする。

７．一般事項

（１）　本性能仕様書は、法令、規格類の改正により、住民、車両等の安全、バリアフリー等に必要と判断される場合は、規定値を変更する為、適宜見直しを行うものとする。これにより承認済製品に追加試験を求めることがある。

（２）　検査に供する製品及び検査費用等、承認にかかる費用については、申請者の負担とする。

（３）　本性能仕様書の適用期間は、令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

８．疑義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

別図－①

専用開閉器具

（単位　mm）

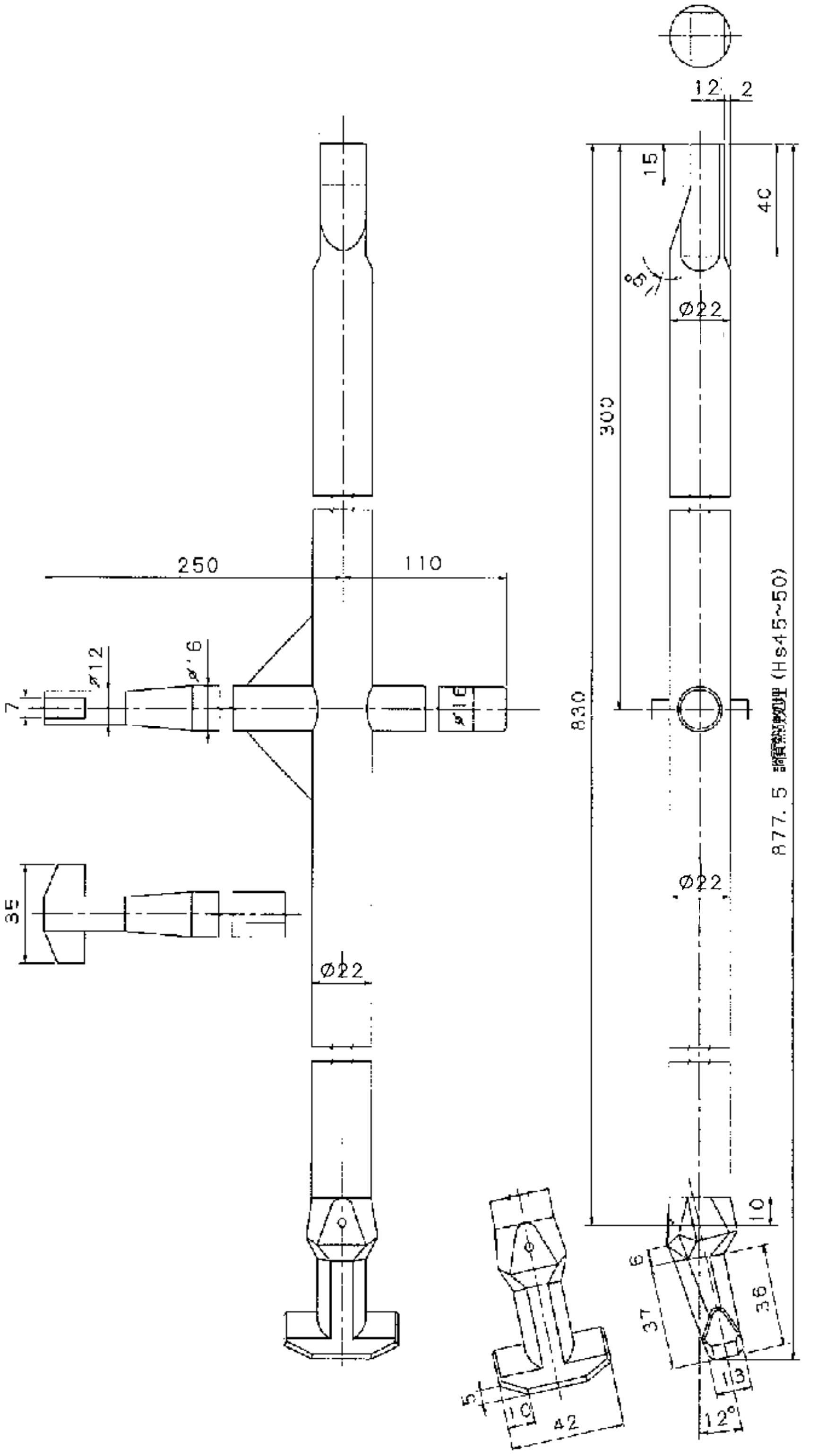

別図－②

静岡市型マンホール鉄蓋管理ナンバー

0	1		S	D	0	6

管理ナンバーは７個の数値又はアルファベット、空白の組合せで現場にて着脱可能なもの。

０１　　流下方式　　　　　０１　汚水　０２　雨水　０３　合流

ＳＤ　　製造会社略号

０６　　設置年度（西暦下２桁）

別図－③

下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図

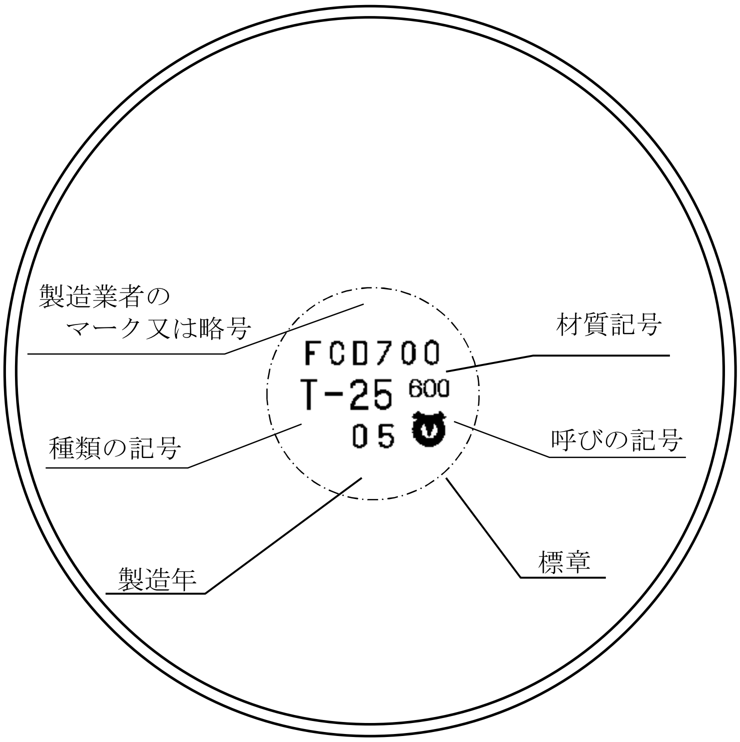

蓋 裏 面 図

別図－④

蓋表面鋳出し配置図

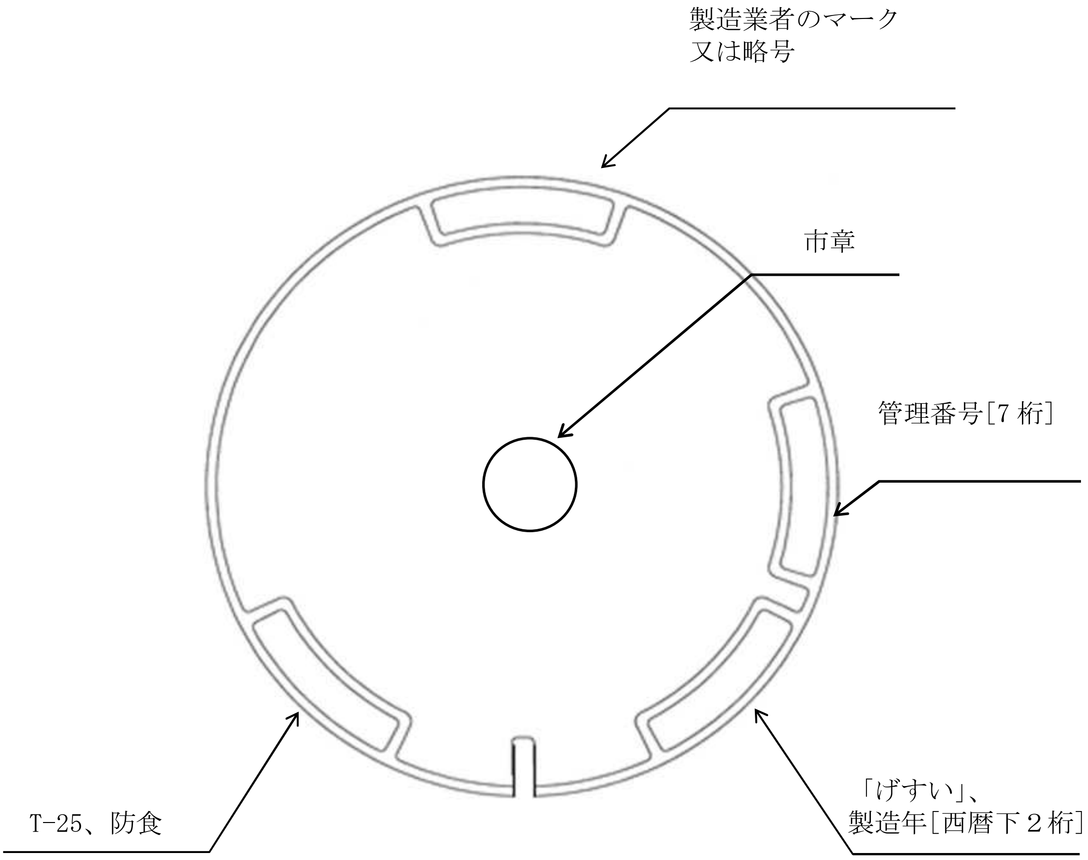

蓋 表 面 図